

## 企画競争型随意契約（プロポーザル）

令和6年2月28日 公告

沖縄県立北部病院長

「沖縄県立北部病院医療 IT 室業務委託」について、企画競争型随意契約（プロポーザル）を行うので、次のとおり公告する。

### 1 プロポーザルに付する事項

業務名： 沖縄県立北部病院医療 IT 室業務委託

業務内容： 別紙実施要領、仕様書を参照のこと

業務場所： 沖縄県立北部病院（名護市大中二丁目12番3号）

委託期間： 令和7年4月1日から令和9年3月31日

契約限度額： 44,035,200円（消費税含む）（2年間）

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

### 2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠くものを除く。
- (2) 300床以上を有する同一病院で、同様の業務を3年以上受託した実績があること。
- (3) 必要な場合には、ただちに現場等へ職員を派遣するなど、迅速な対応が可能なものであること。
- (4) 沖縄県内に本社又は組織体制を持つ支店があり、受託後、本業務を的確に履行するに足る能力を有し、且つ体制が整備されていること。
- (5) 公告時点で、沖縄県から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (6) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申し立て、または再生手続き中でないこと。
- (7) 会社更生法の規定による更正手続き開始の申し立て中、または更正手続き中でないこと。
- (8) 次のアからオまでに該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であ

る者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(10) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること

(11) 労働関係法令を遵守していること。

### 3 申し込み方法

本業務のプロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により申し込むものとする。

(1) 提出書類：別添「参加申込書【様式2】」

(2) 提出期限：令和6年3月10日(月) 17時必着

(3) 提出先：沖縄県立北部病院 総務課

〒905-8512 沖縄県名護市大中二丁目12番3号

### 4 審査及び契約予定者の決定方法

実施要領の選定方法による。

### 5 その他留意事項

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、参加申し込みに要する経費は申込者の負担とし、提出物は返却しない。

(2) 採用された企画案については、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。

(3) 契約を締結しようとする者は、沖縄県財務規則第101条により、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 当該契約は、地方自治法施行令第167条の17の規定並びに沖縄県長期

継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約であるため、当該契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除するものとする。この場合、受託者は当院に対し、損害の賠償を請求することができない。

(5) その他詳細は、本プロポーザル実施要領、仕様書による。